

## 新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例案（概要版）

◆国基準と異なる市（案）については、新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定によるもの

項 目		国 基 準	従／参	新潟市（案）
総則	保育所との連携	<p>①家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、以下の事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>ア 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>イ 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。</p> <p>ウ 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>	従うべき基準	国基準と同じ
	非常災害	<p>①家庭的保育事業所等は、<u>軽便消火器等の消火用具</u>、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、<u>非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない</u>。訓練のうち、避難及び消火に関しては、少なくとも月1回は訓練をしなければならない。</p>	参酌すべき基準	<p>① <u>・「軽便消火器」を「消火器」とする。また、「非常災害」を「想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた」とする。</u></p>

総則	非常災害		参酌すべき基準	<p>② ・「医療機関、他の社会福祉施設及び近隣住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めなければならない。」を追加する。</p> <p>③ ・「非常災害に対する具体的な計画を、児童福祉施設の職員及び必要に応じ入所している者、利用者又はそれらの保護者に周知しなければならない。」を追加する。</p>
	職員の一般的要件	①職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参酌すべき基準	国基準と同じ
	職員の知識及び技能の向上等	<p>①職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>②職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	参酌すべき基準	国基準と同じ

総則	他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	①家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに <u>利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u>	参酌すべき基準  下線部のみ従うべき基準	国基準と同じ
	乳幼児に対する平等原則等	① <u>利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</u> ②利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ③懲戒に関し利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 ④職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ⑤職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。	従うべき基準	① <u>・「性別」、「障がいの有無」を加える</u>
	衛生管理	①利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ②感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ③必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 ④居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ④居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	参酌すべき基準	国基準と同じ

総則	食事の提供	<p>①利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法（当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。</p> <p>②利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立はできる限り変化に富み、利用者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。</p> <p>③食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p> <p>④調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。</p> <p>⑤児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p>	従うべき基準	<p>⑥ ・<u>「地産地消の観点に基づき、地域で生産された食材の使用及び地域の特色ある食事又は伝統的な食事の提供に努める」</u>を追加する。</p> <p>⑦ ・<u>「安心・安全な食品の提供の観点に基づき、入所している者又はその保護者に対し、提供する食事の安全性に係る情報を提供するよう努めなければならない。」</u>を追加する。</p>
	食事の提供の特例	<p>①以下に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し当該家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>ア 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p>	従うべき基準	国基準と同じ

<p>総則</p>	<p>食事の提供の特例</p>	<p>イ 当該家庭的保育事業者等又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>ウ 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。</p> <p>エ 利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>オ 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>②搬入施設は、以下に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>ア 連携施設</p> <p>イ 当該家庭的保育事業所等の事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>ウ 学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場</p>	<p>従うべき基準</p>	<p>国基準と同じ</p>
	<p>健康診断</p>	<p>①利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>②健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ家庭的保育事業者等による保育を受けること又は児童福祉法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に</p>	<p>参酌すべき基準</p>	<p>国基準と同じ</p>

総則	健康診断	<p>勧告しなければならない。</p> <p>③職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</p>	参酌すべき基準	国基準と同じ
	内部の規程	<p>①家庭的保育事業者等は、以下に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>1 事業の目的及び運営の方針</p> <p>2 提供する保育の内容</p> <p>3 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>4 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>5 保護者から受領する費用の種類、理由及びその額</p> <p>6 利用定員</p> <p>7 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>8 緊急時等における対応方法</p> <p>9 非常災害対策</p> <p>10 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>11 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項</p>	参酌すべき基準	国基準と同じ
	備える帳簿	<p>①職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。</p>	参酌すべき基準	国基準と同じ
	苦情対応	<p>①利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>②当該家庭的保育事業等による保育を受けること又は児童福祉法第24条第6項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	参酌すべき基準	国基準と同じ

家庭的保育事業	設備の基準	①衛生的な調理設備及び便所を設けること。	従うべき基準	国基準と同じ
		①乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 ②上記に掲げる専用の部屋の面積は、9.9㎡（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数の1人につき3.3㎡を加えた面積）以上であること。 ③乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 ④同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。 ⑤前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上であること。 ⑥火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。	参酌すべき基準	国基準と同じ
	職員	①家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、下記のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 ア 調理業務の全部を委託する場合 イ 家庭的保育補助者ととも乳幼児（3人以下の場合に限る。）の保育を行う場合であって、当該家庭的保育補助者が調理を行う場合 ウ 食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する場合 ※家庭的保育者とは市町村長等が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とする。 ②家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者ととも保育する場合には、5人以下とする。	従うべき基準	国基準と同じ
	保育時間	①原則8時間とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的	参酌すべ	国基準と同じ

家庭的保育事業		保育事業者が定める。	き基準	
	保育内容	①保育所保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	従うべき基準	国基準と同じ
小規模保育事業A型	設備の基準	①乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる場合、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 ②満2歳以上の幼児を利用させる場合、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（近隣の遊戯場に代わるべき場所を含む）、調理設備及び便所を設けること。	従うべき基準	国基準と同じ
		①乳児室又はほふく室の面積 1人につき3.3㎡以上 ②保育室又は遊戯室の面積 1人につき1.98㎡以上 ③屋外遊戯場の面積 1人につき3.3㎡以上 ④乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける建物は耐火構造・避難設備の確保が必要。	参酌すべき基準	国基準と同じ
	職員	①保育士、嘱託医及び調理員を置く。ただし調理業務の全部を委託等する場合は調理員を置かないことができる。 ②保育士の数は下記ア～エの合計に1を加えた数以上とする。 ア 乳児 おおむね3人につき1人 イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ウ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 エ 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 ※保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	従うべき基準	国基準と同じ
	保育時間・保育の内容	①家庭的保育事業に準じる	参酌すべき基準	国基準と同じ

小規模保育事業B型	設備の基準	①小規模保育事業A型に準じる	参酌すべき基準	国基準と同じ
	職員	①保育士その他保育に従事する職員として市町村長等が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置く。ただし調理業務の全部を委託等する場合は調理員を置かないことができる（法施行から5年間は家庭的保育者又は補助者含む） ②保育従事者の数は下記ア～エの合計に1を加えた数以上とする。ただし半数以上は保育士とする。 ア 乳児 おおむね3人につき1人 イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ウ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 エ 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 ※保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	従うべき基準	国基準と同じ
	保育時間・保育の内容	①家庭的保育事業に準じる	参酌すべき基準	国基準と同じ
小規模保育事業C型	設備の基準	①乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる場合、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 ②満2歳以上の幼児を利用させる場合、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。	従うべき基準	国基準と同じ
		①乳児室又はほふく室の面積 1人につき3.3㎡以上 ②保育室又は遊戯室の面積 1人につき3.3㎡以上 ③屋外遊戯場の面積 1人につき3.3㎡以上 ④乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける建物は耐火構造・避難設備の確保が必要。	参酌すべき基準	国基準と同じ

小規模保育 事業C型	職員	①家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置く。ただし調理業務の全部を委託等する場合は調理員を置かないことができる。 ②乳幼児 3人につき家庭的保育者1人 ※補助者とともに保育する場合は乳幼児5人 ③利用定員は6人以上10人以下とする（法施行から5年間は15人以下）	従うべき 基準	国基準と同じ
	保育時間・ 保育の内容	①家庭的保育事業に準じる	参酌すべ き基準	国基準と同じ
居宅訪問型 保育事業	事業内容	①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ②子ども子育て支援法に定める便宜の提供のためにおこなう保育 ③児童福祉法に定める措置に対応するための保育 ④母子家庭等において保護者が夜間深夜勤務に従事する場合で市長が認める保育	従うべき 基準	国基準と同じ
	職員	①乳幼児1人につき 家庭的保育者1人	従うべき 基準	国基準と同じ
	保育時間・ 保育の内容	①家庭的保育事業に準じる	参酌すべ き基準	国基準と同じ
	設備及び備 品	①事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	参酌すべ き基準	国基準と同じ
	連携施設	①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設、その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。	従うべき 基準	国基準と同じ

事業所内保育事業	設備の基準 (定員20人以上)	<p>①乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる場合、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。</p> <p>②満2歳以上の幼児を利用させる場合、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(近隣の遊戯場に代わるべき場所を含む)、調理室及び便所を設けること。</p>	従うべき基準	国基準と同じ
		<p>①乳児室の面積 1人につき1.65㎡以上</p> <p>②ほふく室の面積 1人につき3.3㎡以上</p> <p>③保育室又は遊戯室の面積 1人につき1.98㎡以上</p> <p>④屋外遊技場の面積 1人につき3.3㎡以上</p> <p>⑤乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける建物は耐火構造・避難設備の確保が必要。</p>	参酌すべき基準	国基準と同じ
	設備の基準 (定員19人以下)	①小規模保育事業A型に準じる	参酌すべき基準	国基準と同じ
	職員(定員20人以上)	<p>①保育士、嘱託医及び調理員を置く。ただし調理業務の全部を委託等する場合は調理員を置かないことができる。</p> <p>②保育士の数は下記ア～エの合計数以上とする。ただし2人を下回ることはできない。</p> <p>ア 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>ウ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人</p> <p>エ 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>※保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	従うべき基準	国基準と同じ

事業所内保育事業	職員（定員19人以下）	<p>①保育士その他保育に従事する職員として市町村長等が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置く。ただし調理業務の全部を委託等する場合は調理員を置かないことができる。</p> <p>②保育従事者の数は下記ア～エの合計に1を加えた数以上とする。ただし半数以上は保育士とする。</p> <p>ア 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>ウ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人</p> <p>エ 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>※保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	従うべき基準	国基準と同じ
	保育時間・保育の内容	①家庭的保育事業に準じる	参酌すべき基準	国基準と同じ
	連携施設の特例（定員20人以上）	<p>①以下の連携施設の確保は不要</p> <p>ア 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>イ 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。</p>	従うべき基準	国基準と同じ

事業所内保育事業	利用定員の設定	事業所の被用者等に係る者以外の利用定員枠		参酌すべき基準	国基準と同じ
		利用定員数	その他の乳児又は幼児の数		
		1～5名	1名		
		6・7名	2名		
		8～10名	3名		
		11～15名	4名		
		16～20名	5名		
		21～25名	6名		
		26～30名	7名		
		31～40名	10名		
		41～50名	12名		
		51～60名	15名		
		61～70名	20名		
71名～	20名				
経過措置	食事の提供	保育園事業者が家庭的保育事業等の認可を得た場合は食事の提供にかかる規定は適用しないことができる（法施行から5年間）		従うべき基準	国基準と同じ
	連携施設	市町村が認める場合は確保不要（法施行から5年間）		従うべき基準	国基準と同じ